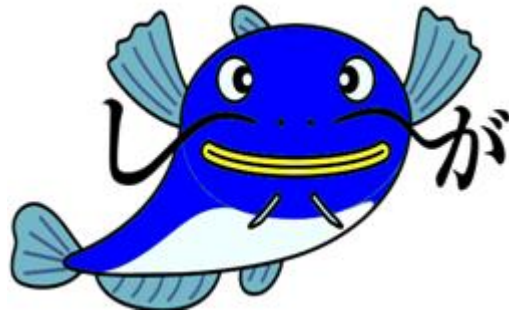


# 公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(実務員日当規程)



平成 25 年 4 月 1 日施行  
令和 2 年 4 月 1 日一部改定  
令和 2 年 11 月 1 日一部改訂  
令和 3 年 11 月 10 日一部改定

# 実務員日当規程

平成 25 年 4 月 1 日施行  
令和 2 年 4 月 1 日一部改定  
令和 2 年 11 月 1 日一部改訂  
令和 3 年 11 月 10 日一部改定

(総則)

**第1条** この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下 当法人）が主催する研修会、セミナー事業等において、実務委員に対する日当について基本的な基準を定めることを目的とする。

(実務委員の分類)

**第2条** この規定において、「実務委員」を次のとおり分類定義する。

- (1) 当法人会員または滋賀県下で臨床検査技師の免許を有している者。
- (2) 日本臨床検査技師会会員。
- (3) その他理事会が認める者。

(日当)

**第3条** 実務委員が研修会、セミナー事業等の業務に携わったときは、次のとおり日当を支給することができる。金額はいずれも上限とする。

- (1) 1日4時間以内（半日） 2,000円
- (2) 1日 4,000円

2. 日当の支給条件は次のとおりを原則とする。

- (1) 実習形式の研修会 全員
- (2) 聴講形式の研修会 司会、受付、会計、会場担当
- (3) Web形式の研修会 司会、配信会場担当

3. 実務委員が移動を伴わないWeb会議等の場合にも、前項を準用して次のとおり日当を支給することができる。

- (1) 1日時間数に関わらず1回あたり 1,000円

(旅費)

**第4条** 実務委員の旅費は、当法人の旅費規程により支給するものとする。

(支払い)

**第5条** 日当の支払いは、原則その都度現金または銀行振り込みにて行なうものとする。

(日当を支給しない場合)

**第6条** 日当が当法人以外の者から支払われる場合は、当法人は日当を支給しない。

(理事会への報告)

**第7条** 日当の支給額について、本規程の定めによりがたいものとして当法人会長および副会長の判断に基づき決定した場合は、当法人会長および副会長は、事後、その内容につき理事会に報告しなければならない。

(委任)

**第8条** この規程に定めるほか、この規程を実施するにつき必要な細則事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

**第9条** この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

**附 則**

1. この規程は平成 25 年 4 月 1 日施行する。
2. この規程は理事会の承認を受け令和 2 年 4 月 1 日一部改定した。
3. この規程は理事会の承認を受け令和 2 年 11 月 1 日一部改訂した。
4. この規程は理事会の承認を受け令和 3 年 11 月 10 日一部改定した。